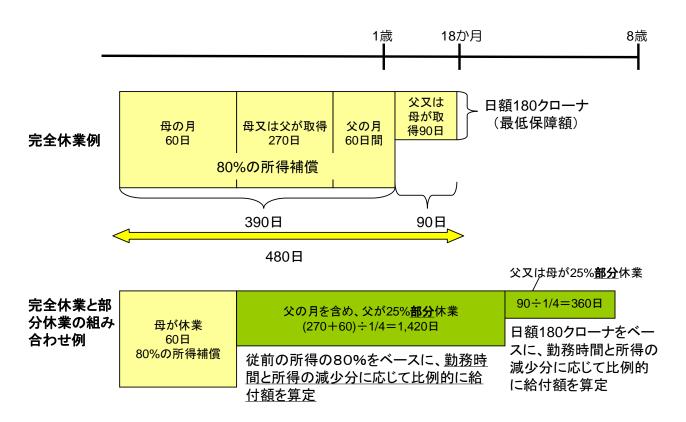
## 〇スウェーデンのパパ・ママ・クオータ(1995年導入)

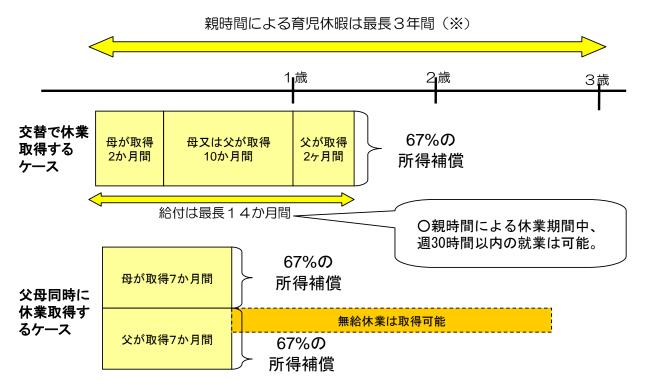
- ○父親と母親はそれぞれ240日ずつ、両親合わせて480日間の両親手 当の受給権を持っており、180日分の権利は他方に譲渡することができ るが、60日分(パパの月又はママの月)については譲渡することができ ない。(割当分について受給しなければ権利は消滅)
- 〇このうち390日分については、休業前給与の80%の両親手当が、最後の90日間については最低保障額(日額180クローナ)が支給される。
- ○子が8歳になるまで(あるいは小学校1年生を終えるまで)の間に、 12.5%、25%、50%、75%のうちのいずれかの部分両親休業を取得した 場合には、完全両親休業と合わせて480日分の範囲内で、両親手当を 給付。



※ 海外社会保障研究Autumn2007No. 160「スウェーデンの子育て支援~ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現~」(高橋美恵子著)及びニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年)より作成

## 〇ドイツのパパ・ママ・クオータ(2007年導入)

- ○90年代の家族政策の動向として、①児童手当、児童扶養控除の大幅な引上げ、②育児休業期間の延長(18か月→36か月)と育児手当給付期間の延長(12か月→24か月)がなされたが、長期休業の後、両立が困難で復帰できず、結果としてかえって母親の職業中断を招くことに。
- 〇子どもを持とうとするカップルのほとんどが共稼ぎである実情から、片方の親が育児に専念するとその期間の家計収入は激減(ジェットコースター効果)する事態を避けるとともに、就業と育児を同時に行う「同時並行型」の両立支援政策を目指すこととなった。
- 〇このため、2007年1月より「親手当及び親時間に関する法律」を施行し、定額制(300ユーロ)を2年間を支給する「育児手当」制度から、所得に応じた補償(67%(最高1,800ユーロまで))する「親手当」制度へと転換(12か月を基本とし、両親で取得した場合には最長14か月)。
- 〇新制度により、育児期間中の機会費用を減らし、一般的に母親より所得の 高い父親の休業取得を促進するとともに、母親の早期の職場復帰を促進。



※ 使用者が同意した場合には、最長3年の親時間による休業期間のうち12か月を 限度として3歳の誕生日から8歳の誕生日までの間に休業を取得することも可能。

出典:ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(平成20年)より作成